

大分県報

平成二十九年
号外 (五九)
四月十四日

(金曜日)

目次

選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………一

大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日……………二
大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日等……………二

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による平成二十九年四月八日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十九年四月十四日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、七二〇人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………二二三、二四六人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

大分市	一三一、九二二人
別府市	三三、一二八人
中津市	二三、二六八人
日田市	一八、九二三人
佐伯市	二一、二二五人
臼杵市	一一、四一八人
津久見市	五、四三七人
竹田市	六、六八〇人
豊後高田市	六、五五五人
杵築市	八、六二六人
宇佐市	一六、二〇〇人
豊後大野市	一〇、八五六人
由布市	九、八五三人
国東市・姫島村	九、一九二人
日出町	七、九〇三人
九重町・玖珠町	七、四七六人

平成二十九年四月十四日

大分県報号外（選管委告示）

大分県選挙管理委員会告示第十二号

平成二十九年五月二十八日執行予定の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙において選挙運動用ポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

平成二十九年四月十四日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
公職の候補者の立候補の届出があつた日

大分県選挙管理委員会告示第十三号

平成二十九年五月二十八日執行予定の大分県議会議員豊後高田市選挙区補欠選挙の選挙人名簿の登録に係る被登録資格の決定の基準となる日及び登録を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧期間は、次のとおりである。

平成二十九年四月十四日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
一 被登録資格の決定の基準となる日

平成二十九年五月十八日。ただし、年齢要件については、五月二十八日とする。

二 登録を行う日

平成二十九年五月十八日

三 縦覧期間

平成二十九年五月十九日の一日間